

山岡寛次町長に対する問責決議

「ふるさと館設置及び管理条例」に基づく運営と事業の継続は一日たりとも休館は許されない。安易な判断で臨時休館を推し進め、主権者である町民のサービス低下を招き恥ずべき失態を犯した。

このことは、コンプライアンスに対する認識の甘さと無責任体質を露呈したものである。これではあまりにも無責任である。全体の状況を把握し、責任を負うのが最高責任者の責務である。コンプライアンスの欠如・ルール無視の失態が続く最大の原因は、『町長の毅然とした態度、指導・監督の欠如』と考える。

1点目は、町長の政治責任の問題で、町長は次回の広報で「町民に謝罪」と、「ふるさと館設置及び管理条例」に反して、なぜ臨時休館をしなければならなかったのか、その理由を説明すべきである。

2点目は、日本国憲法第93条第2項では、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙するとある。また、地方自治法第138条の2では、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うとされ、その管理執行の怠慢は明白である。

さらに、地方自治法第138条の3では、普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならないとあり、第2項では、普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならないとある。また、第3項では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならないとされている。

地方自治法第147条では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表するとされている。また、地方自治法第148条では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するとされ、地方自治法第149条では、普通地方公共団体の長は、次に掲げる事務を担当すると規定されている。

1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。
- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

この度の町長の行政運営は、これら地方自治法の規定に抵触しているものと考えられる。その責任をまぬがれることはできない。

3点目には、「ふるさと館設置及び管理条例」の運営及び事業にも反している。条例がありながら理由も無く町長の独断で今日まで20日間の休館を行っている。これも条例違反であることは明確である。

以上のことから、町政の最高責任者である山岡寛次町長は、大所高所に立って行政運営を図る必要があることから、町長自らの責任と反省を強く求めるものである。

以上決議する。

平成24年4月19日

広島県海田町議会